

**佐賀県規則第39号**

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則等の一部を改正する規則  
 (佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（令和2年佐賀県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後															
<p>(開館時間)</p> <p><b>第2条</b> 博物館及び美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、<u>美術館の次の各号の施設を使用する場合</u>にあつては、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。</p> <p><u>(1) 岡田三郎助アトリエ 午前9時30分から午後10時まで</u></p> <p><u>(2) ホール 午前9時から午後10時まで</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p><b>第2条</b> 博物館及び美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、<u>美術館のホールは、午前9時から午後10時までのうち、使用する時間を開館時間とする。</u></p> <p><u>2 館長（博物館法（昭和26年法律第285号）第4条の館長をいう。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、開館時間を延長して使用させることが適当と認めるときは、次の表に掲げる施設の開館時間を午後10時まで延長することができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">博物館</td> <td style="text-align: center;"><u>1号展示室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2号展示室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3号展示室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大展示室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中展示室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">美術館</td> <td style="text-align: center;"><u>2号展示室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3号展示室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4号展示室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">画廊</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>岡田三郎助アトリエ</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設	博物館	<u>1号展示室</u>	<u>2号展示室</u>	<u>3号展示室</u>	大展示室	中展示室	美術館	<u>2号展示室</u>	<u>3号展示室</u>	<u>4号展示室</u>	画廊		<u>岡田三郎助アトリエ</u>
区分	施設															
博物館	<u>1号展示室</u>															
	<u>2号展示室</u>															
	<u>3号展示室</u>															
	大展示室															
	中展示室															
美術館	<u>2号展示室</u>															
	<u>3号展示室</u>															
	<u>4号展示室</u>															
	画廊															
	<u>岡田三郎助アトリエ</u>															
<p><u>2 館長（博物館法（昭和26年法律第285号）第4条の館長をいう。</u></p>	<p><u>3 館長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めたとき</u></p>															

改正前	改正後
以下同じ。)は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	は、開館時間を変更することができる。

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><b>別表第1</b>（第10条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 1 展示用器具は、1日（午前9時30分から18時までをい</p>	<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人<u>その他職員</u>の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）第14条第1項の人事委員会規則で定める者として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><b>別表第1</b>（第10条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 1 展示用器具は、1日当たりの料金である。</p>

改正前	改正後																																																																																	
<p>う。) 当たりの料金である。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 美術館ホールの附属設備を使用する場合において、使用料<u>条例別表第2</u>に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、<u>超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の30パーセントの額を徴収する。</u>この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p> <p><b>様式第1号（第11条関係）</b></p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用日時</td> <td style="width: 10%;"><u>平成</u></td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日（</td> <td style="width: 10%;">曜日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>平成</u></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日（</td> <td>曜日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p><b>様式第2号（第12条関係）</b></p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">許可年月日</td> <td style="width: 10%;"><u>平成</u></td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	使用日時	<u>平成</u>	年	月	日（	曜日）					時	分から		<u>平成</u>	年	月	日（	曜日）					時	分まで	略						略				許可年月日	<u>平成</u>	年	月	日	略					<p>2・3 略</p> <p>4 附属設備を使用する場合において、使用料<u>条例別表第1</u>に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、<u>超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の30パーセントの額を徴収する。</u>この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p> <p><b>様式第1号（第11条関係）</b></p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用日時</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日（</td> <td style="width: 10%;">曜日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日（</td> <td>曜日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p><b>様式第2号（第12条関係）</b></p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">許可年月日</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	使用日時	年	月	日（	曜日）				時	分から		年	月	日（	曜日）				時	分まで	略					略				許可年月日	年	月	日	略			
使用日時	<u>平成</u>	年	月	日（	曜日）																																																																													
				時	分から																																																																													
	<u>平成</u>	年	月	日（	曜日）																																																																													
				時	分まで																																																																													
略																																																																																		
略																																																																																		
許可年月日	<u>平成</u>	年	月	日																																																																														
略																																																																																		
使用日時	年	月	日（	曜日）																																																																														
			時	分から																																																																														
	年	月	日（	曜日）																																																																														
			時	分まで																																																																														
略																																																																																		
略																																																																																		
許可年月日	年	月	日																																																																															
略																																																																																		

（佐賀県立美術館処務規則の一部改正）

**第3条** 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><b>別表第1</b>（第10条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="264 1029 1120 1072"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 展示用器具は、1日（<u>9時30分から18時までをいう。</u>）当たりの料金である。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>美術館ホール</u>の附属設備を使用する場合において、使用料条例別表第2に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の30パーセントの額を徴収する。</p>	略	<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人<u>その他職員</u>の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）第14条第1項の人事委員会規則で定める者として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><b>別表第1</b>（第10条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1176 1029 2031 1072"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 展示用器具は、1日当たりの料金である。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 附属設備を使用する場合において、使用料条例別表第1に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の30パーセントの額を徴収する。この場合におい</p>	略
略			
略			

改正前	改正後
<p data-bbox="349 256 1120 411">この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p> <p data-bbox="230 427 568 456"><b>様式第2号</b>（第12条関係）</p> <p data-bbox="286 475 322 504">略</p> <p data-bbox="792 520 1115 549">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="286 568 322 596">略</p> <p data-bbox="304 616 340 644">略</p>	<p data-bbox="1261 256 2031 411">て、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p> <p data-bbox="1144 427 1482 456"><b>様式第2号</b>（第12条関係）</p> <p data-bbox="1200 475 1236 504">略</p> <p data-bbox="1821 520 2031 549">年 月 日</p> <p data-bbox="1200 568 1236 596">略</p> <p data-bbox="1218 616 1254 644">略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。